

アジア・アフリカ学術基盤形成事業 経費の取扱いについて

第1 事業の実施方法

アジア・アフリカ学術基盤形成事業における研究課題は、コーディネーターが所属する大学等学術研究機関等に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、振興会と受託機関との間で、業務の実施にかかる契約（業務委託契約）を締結します。

なお、振興会の一般事業は、運営費交付金により運営されております。

第2 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給額」は、「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

1) 旅費

当該事業参加研究者の海外・国内出張（研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）。

2) 物品費

物品を購入するための経費

3) 謝金

研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者にかかる謝金、報酬。

4) その他

上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、飲料・弁当代等、セミナー開催時のレセプション経費）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、本事業の研究成果発表のための会議参加費）、海外旅行保険料）

5) 研究交流経費で支出できない経費

①不動産の取得に関する経費

②大学の施設及び海外オフィス等維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等）

③大学等で通常備えるべき設備備品・事務用品（机・いす、コピー機、事務用パソコン）

ン、研究機器等)を購入する経費

- ④交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費
- ⑥その他事業と直接的な関係が認められないもの

6) 研究交流経費内訳の制限

旅費は当該年度研究交流経費総額の50%以上であることとします。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め振興会へ相談してください。

(2) 委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

委託手数料については、前述の研究交流経費の10%を上限とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

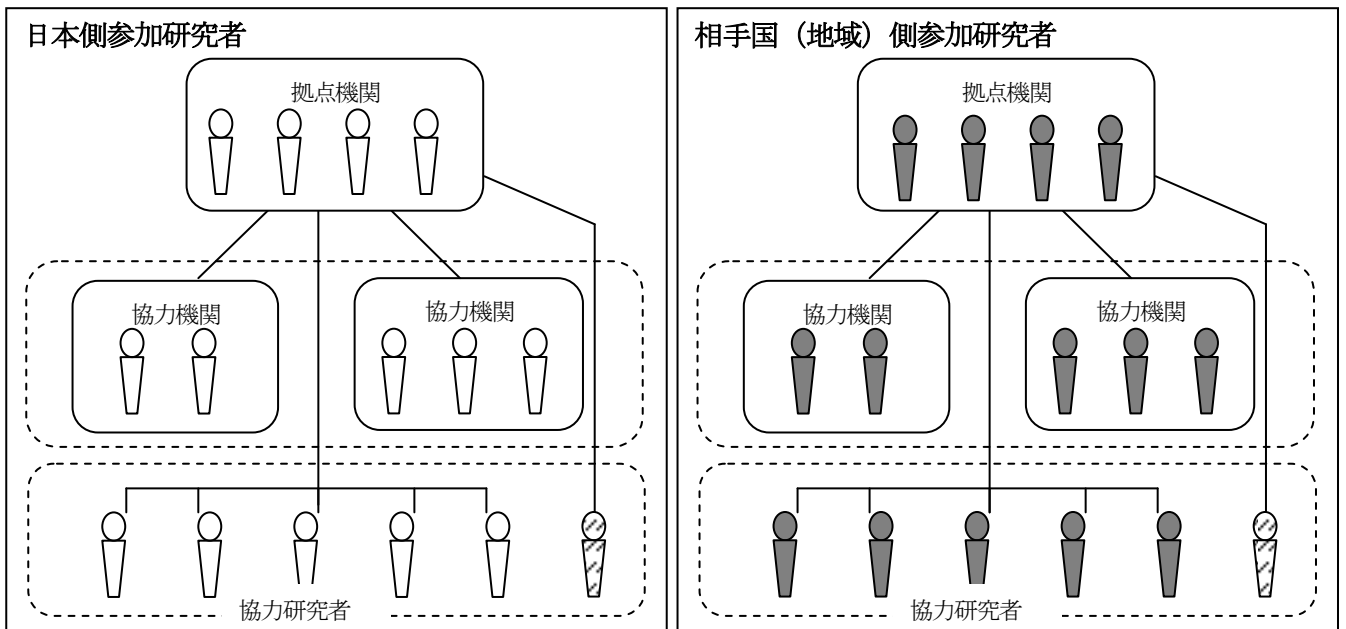
消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

アジア・アフリカ学術基盤形成事業 相手国（地域）との経費負担について

本交流の参加研究者の分類

日本側参加研究者の定義	日本国内	拠点機関所属の研究者
		協力機関所属の研究者
		協力研究者
	相手国（地域）以外	相手国（地域）以外の研究者で日本側が認めて参加させた者＝「日本側協力研究者」と称する

相手国（地域）側参加研究者の定義	A 国内	A 国内拠点機関所属の研究者
		A 国内協力機関所属の研究者
		A 国内の協力研究者
	A 国以外	A 国以外の研究者で A 国側が認めて参加させた者＝「A 国側協力研究者」と称する
	B 国内	B 国内拠点機関所属の研究者
		B 国内協力機関所属の研究者
		B 国内の協力研究者
	B 国以外	B 国以外の研究者で B 国側が認めて参加させた者＝「B 国側協力研究者」と称する



日本側大学等学術研究
機関等所属研究者



相手国（地域）側大学等学
術研究機関等所属研究者



日本及び相手国（地域）以外の
国（地域）の大学等学術研究機
関等所属研究者

経費負担の基本原則

①共同研究・研究者交流実施場所について

原則として我が国及び相手国（地域）における共同研究等の実施を想定していますが、研究上必要なフィールドワークや資料収集の場合には我が国及び相手国（地域）以外で実施することもできます。

②セミナーについて

セミナーは、我が国又は相手国（地域）において実施することが原則ですが、第三国での実施も可能です。その際、セミナーの開催経費は相手国との分担としてください。

③相手国（地域）間同士の交流について

本事業を、複数の相手国（たとえば我が国とA国とB国）と実施する場合、A国の研究者とB国の研究者との間での交流にかかる経費についても本事業経費から支出可能です。

④相手国（地域）以外の国からの参加研究者について

日本側協力研究者、相手国（地域）側協力研究者のいずれの場合においても、渡航にかかる国際航空運賃及び滞在費を本事業経費から支出可能です。

経費負担区分

費目	支出の可否
日本側研究者の 国際航空運賃	○
相手国（地域）内滞在費	○
日本国内旅費	○
研究経費	○
相手国（地域）側研究者の 国際航空運賃	○
日本国内滞在費	○
相手国内旅費	×
研究経費 注)	○
日本国内開催セミナー開催経費	○
相手国（地域）開催セミナー開催経費	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×

注) 研究に要する経費であっても、相手国（地域）側への援助目的の支出（現金の贈与、施設・物品の供与など）は認めません。